

クラブ規約

第1条 (名称及び所在地)

本クラブは、FC crecer (クレセール)と称し、事務局を旭市二5507-3に置く。

第2条 (目的)

本クラブは、サッカーを通して青少年の健全な身体及び精神の育成を図ると共に地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条 (入会資格及び手続き)

本クラブに入会できるものは、心身ともに健康で本クラブが入会に適すると認められたものとし、所定の入会申込書に必要事項を記入・捺印し提出すること。

第4条 (会費)

会員は、別に定める入会金、年会費及び月会費を所定の期日までに納入しなければならない。いったん納入した入会金、年会費及び月会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条 (活動期間)

本クラブの活動期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第6条 (守事項)

- (1) 本規約を守るものとし、指導者の指示に従うこと
- (2) 他のクラブ、中体連への二重登録はできない。

第7条 (休会及び休会費)

怪我もしくは本クラブが認めた理由により1ヶ月以上休会する場合には事務局へ電話連絡してください。また休会を解除し、再度活動される際にはお電話でご連絡ください。

第8条 (退会)

退会する場合には前月の25日までにアカデミー事務局へ電話連絡の上、「退会届」をご提出ください。

第9条 （継続）

退会届の提出がない場合は自動的に継続とする。

第10条 （保険）

入会者は、入会と同時にスポーツ傷害保険に加入する。

加入の手続き及び保険料の負担は本クラブが行う。

第11条 （負傷時の処置）

練習時、試合時の負傷については本クラブが応急処置を施す。

その後の対応は事務局に電話連絡することとする。

第12条 （除名）

本クラブは、本規約に違反したり、本クラブの名誉を損なう、指導者の指示に従わない等、会員としてふさわしくないと判断したときに退会させることができる。

第13条 （休会・閉鎖）

本クラブは、天災や社会情勢、その他本クラブの継続が困難となる理由が生じたときは無条件に休会もしくは閉鎖することができる。

第14条 （免責）

本クラブ内の諸規則や指導者の指示に従わないで起きた事故、盗難について本クラブは賠償しない。

第15条 （附則）

本クラブは、必要に応じ、随時、本規約を改正することができるとともに本規約に関する事項については細則を定めることができる。

第16条 （発行）

この規約は2012年4月1日より発行する。